

人 事 委 員 会 年 報

平 成 2 8 年 度

滋 賀 県 人 事 委 員 会

目 次

第1 組織および運営

1 人事委員会	1
(1) 委員	1
(2) 委員会の会議	1
2 事務局	6
(1) 職員定数および現員	6
(2) 組織	6
(3) 事務分掌	7
(4) 平成28年度予算	8
3 人事委員会規則等の制定・改廃	9
(1) 規則	9
(2) 告示	13
(2) 訓令	14
4 条例案に対する意見	16
5 諸会議等	17

第2 任用関係事務

1 競争試験	18
(1) 試験の日程	18
(2) 試験区分および採用予定人員	19
(3) 受験資格および試験方法	20
(4) 試験の実施状況	22
2 身体障害者を対象とした職員採用試験	25
(1) 試験の日程	25
(2) 受験資格および試験方法	25
(3) 試験の実施状況	25
3 採用選考	26
4 昇任選考	27

第3 給与関係事務

1 給与に関する報告、勧告等	28
(1) 職員給与等実態調査	28
(2) 職種別民間給与実態調査	36
(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	41
(4) 職員の給与に関する報告および勧告	42

2	給与改定等の概要	49
(1)	改定の内容	49
(2)	実施時期	49
3	給与に関する承認	50
第4	勤務時間その他の勤務条件等	
1	職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例	51
第5	懲戒処分関係	
1	懲戒処分の状況	52
第6	公平審査関係事務	
1	勤務条件に関する措置の要求	53
2	不利益処分に関する審査請求	53
3	職員からの苦情相談	53
4	職員団体の登録	54
5	管理職員等の範囲の指定	55
(1)	本 庁	55
(2)	出先機関	55
6	公平審査事務の受託	56
第7	労働基準監督機関の職権行使	
1	適用事業所と労働基準監督機関	57
2	職権行使の状況	58
(1)	事業所調査	58
(2)	時間外・休日労働に関する協定(3.6協定)の実態調査	58
(3)	ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況	58

第1 組織および運営

1 人事委員会

(1) 委員

職名	氏名	生年月日	任期	摘要
委員長	益川 教雄	昭24. 1. 2	平25. 7. 29 ～ 平29. 7. 28	(現) 弁護士
委員	西原 節子	昭25. 4. 6	(一期目) 平25. 12. 26 ～ 平27. 12. 25 (二期目) 平27. 12. 26 ～ 平31. 12. 25	(元) 県民文化生活部管理監
委員	桂 賢	昭19. 6. 12	平26. 8. 4 ～ 平30. 8. 3	(現) 日本ガラスロニクス(株) 取締役会長 (現) 滋賀県経済同友会 特別幹事

(2) 委員会の会議

開催期日	議題
平成28年 4月15日	<p><審議事項></p> <p>1 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>(1) 職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>(2) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p><協議事項></p> <p>1 平成28年度行事予定について</p> <p>2 平成27年度人事委員会事務局の組織目標評価案および平成28年度組織目標案について</p> <p><報告事項></p> <p>1 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画について</p> <p>2 職員の懲戒処分について</p> <p>3 平成27年度職員の苦情相談処理報告について</p>

<p>5月 2日</p>	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 2 職員採用試験公告について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）公告案 (2) 平成28年度滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度）公告案 (3) 平成28年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験公告案 (4) 平成28年度身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験公告案 <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年度職種別民間給与実態調査について 2 平成27年度各種採用試験実施結果について 3 平成27年度人事委員会事務局の組織目標評価案について
<p>5月20日</p>	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 職員の任用に関する規則別表の特例規定について 3 職員団体の登録について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職種別民間給与実態調査について 2 職員の懲戒処分について
<p>6月22日</p>	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 職員の採用選考の方法等に関する要綱の一部改正について 3 不利益処分に係る不服申立ての受理について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年度職員採用上級試験の申込状況について
<p>8月 7日</p>	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A、女性A） 2 措置要求の受理について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A、女性A） 2 不服申立ての取下げについて 3 職員の懲戒処分について

8月22日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級） 2 職員の採用選考について <p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与に関する報告および勧告」について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級） 2 人事院勧告の内容について
9月9日	<p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与に関する報告および勧告」について
9月16日	<p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与に関する報告および勧告」について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県職員等採用試験の申込み状況について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度）および滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験 (2) 身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験
9月27日	<p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の懲戒処分について
10月6日	<p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与に関する報告および勧告」について
10月17日	<p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月28日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A） (2) 平成28年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級） (3) 平成28年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 2 滋賀県職員採用上級試験－特別募集（行政・機械・土木）－の実施について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集（行政）－公告案 (2) 平成28年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集（行政）－評定基準案 (3) 平成28年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集（機械・土木）－公告案 (4) 平成28年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集（機械・土木）－評定基準案 <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A） (2) 平成27年度滋賀県警察官採用候補者名簿（初級） (3) 平成27年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 2 平成28年度身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験の実施状況について

12月 1日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案 2 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度滋賀県警察官採用候補者名簿 (男性A-2、女性A-2、男性B、女性B) 3 競争試験区分「社会福祉」職の新設について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度滋賀県警察官採用候補者名簿 (男性A-2、女性A-2、男性B、女性B) 2 職員の懲戒処分について 3 時間外縮減に向けた人事委員会の役割と取組について
12月 2日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 (2) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
12月12日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
12月21日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則等の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案 (4) 職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則案 (5) 職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案 (6) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (7) 人事委員会事務職員服務規程の一部改正案 2 審査請求の受理について
平成29年 1月25日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 2 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度滋賀県警察官採用候補者名簿(県外B) 3 滋賀県警察官等採用試験に係る評定基準の一部改正について 4 不服申立て事案の裁決について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年(不)第3号懲戒処分取消請求事案 <p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県職員採用上級試験の制度見直しについて <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度滋賀県警察官採用候補者名簿(県外B) 2 職員の懲戒処分について 3 職員採用上級試験-特別募集(行政・機械・土木)-の実施状況について 4 時間外勤務縮減に向けた人事委員会の取組について

2月10日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級－特別募集－） <p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県職員採用上級試験の制度見直しについて <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級-特別募集-） 2 時間外勤務縮減に向けた人事委員会の取組について
2月16日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 職員の昇任選考について 3 平成29年度滋賀県警察官採用試験の実施計画について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成29年度第1回滋賀県警察官（A）採用試験公告案 (2) 平成29年度第2回滋賀県警察官（A）採用試験公告案 (3) 平成29年度滋賀県警察官（B）採用試験公告案 4 平成29年度滋賀県職員等採用試験の実施計画について 5 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案
3月10日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案 2 措置要求の判定について <p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「時間外勤務の縮減にかかる提言」について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の懲戒処分について

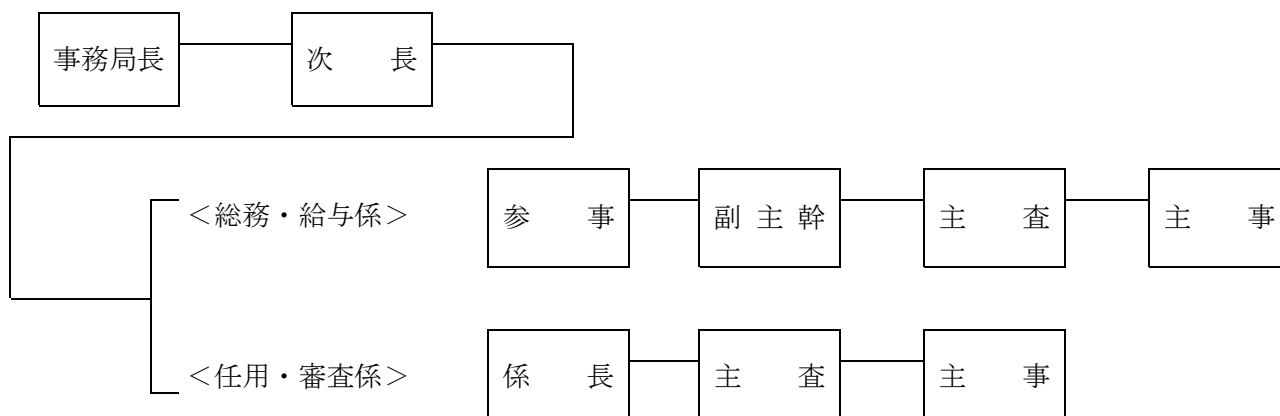
<p>3月23日</p>	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 職員の昇任選考について 3 勤務延長の期限の延長について 4 人事委員会規則等の制定および一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (4) 職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案 (5) 職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案 (6) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 (7) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (8) 給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正案 (9) 滋賀県職員等の給与に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき人事委員会が指定する特地公署に準ずる公署の指定の一部改正 5 事務局職員の人事について <p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務の縮減についての提言について
<p>3月30日</p>	<p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の懲戒処分について

2 事務局

(1) 職員定数および現員

定 数	現 員			嘱託職員	臨時的任用職員
	事務局長	事務職員	合 計		
10人	1人	8人	9人	1人	1人

(2) 組 織



(3) 事務分掌

係名	分掌事務
総務・給与	<ol style="list-style-type: none">1 人事委員会議に関する事。2 事務局の人事、予算、経理その他庶務に関する事。3 公印の管守に関する事。4 文書の収発、編さんおよび保存に関する事。5 人事行政に関する調査、人事記録の管理および人事に関する統計報告に関する事。6 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究およびその成果の報告に関する事。7 人事機関および職員に関する条例の制定または改廃に関する意見に関する事。8 人事行政の運営に関する勧告に関する事。9 職員に対する給与の支払い監理に関する事。10 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
任用・審査	<ol style="list-style-type: none">1 職員の競争試験および選考その他任用に関する事。2 職員の研修および人事評価制度に関する総合的企画に関する事。3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査および判定ならびに措置に関する事。4 職員に対する不利益処分についての審査請求に対する審査および措置に関する事。5 職員の苦情の処理に関する事。6 職員団体の登録に関する事。7 管理職員等の範囲に関する事。

(4) 平成28年度予算

歳出予算

(単位：千円)

目	事業	当初予算額	補正予算額	計
委員会費	委員報酬	6,660	543	7,203
	委員会運営費	12,952	△1,062	11,890
	計	19,612	△519	19,093
事務局費	職員費	81,602	△3,096	78,506
	事務局運営費	509	0	509
	計	82,111	△3,096	79,015
合計		101,723	△3,615	98,108

(節別予算内訳)

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計	
総務費	人事委員会費	委員会費		19,612	△519	19,093	
			報酬	6,660	543	7,203	
			共済費	141	△15	126	
			賃金	910	△57	853	
			報償費	543	△543	0	
			旅費	1,088	△287	801	
			交際費	20	△16	4	
			需用費	2,895	△52	2,843	
			役務費	3,106	△29	3,077	
			委託料	1,863	△50	1,813	
			使用料及び賃借料	492	—	492	
			負担金補助及び交付金	1,894	△13	1,881	
			事務局費		82,111	△3,096	79,015
				給料	37,527	△1,274	36,253
				職員手当等	28,659	△408	28,251
				共済費	15,416	△1,414	14,002
				旅費	35	—	35
				需用費	471	—	471
				役務費	3	—	3

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
18	平28. 4. 1	職員の懲戒の手續および効果に関する規則の一部を改正する規則	行政不服審査法の改正に伴う地方公務員法の一部改正を受けて、処分説明書様式の変更を行った。
19	平28. 4. 1	不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	行政不服審査法の改正に伴う地方公務員法の一部改正を受けて、所要の改正を行った。
20	平28. 4. 1	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 分限条例の改正に伴い、所要の規定の整理を行った。 組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
21	平28. 4. 1	職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	分限条例の改正に伴い、所要の規定の整理を行った。
22	平28. 4. 1	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法の一部改正により人事評価の結果を給与に反映することとなったことを受けて、昇格、昇給、降格、降号に関する規定を整備した。 上記改正に伴い、職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則、職員の自己啓発等休業に関する規則、職員の配偶者同行休業に関する規則および職員の育児休業等に関する規則における復職時調整等に関する規定について、所要の改正を行った。 「義務教育学校」を新設すること等を内容とする学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、学歴免許等の資格区分を定めた別表第2について所要の改正を行った。
23	平28. 4. 1	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法の一部改正に伴い、職務給原則を徹底するため滋賀県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）および滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）の別表（級別標準職務表）について所要の整備が行われたことを受けて、条例別表で規則委任された事項を規定する等の所要の改正を行った。 地方公務員法の一部改正により、職制上の段階および職務の種類に応じた「標準的な職」が任命権者において新たに定められることを受けて、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
24	平28. 4. 1	職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直しに伴い、平成30年3月31日までの特例（経過措置）として「100分の7.5を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」等とされている地域手当の支給割合を、平成28年4月1日から、人事委員会報告のとおり引き上げた。
25	平28. 4. 1	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	分限条例の改正に伴い、所要の規定の整理を行った。
26	平28. 4. 1	職員の単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 給与制度の総合的見直しに伴い、単身赴任手当の各距離区分ごとの加算額を、平成28年4月1日から、条例規定の額に引き上げた。 給与制度の総合的見直しに伴い、平成30年3月31日までの特例（経過措置）として「30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とされている単身赴任手当の基礎額を、平成28年4月1日から、条例規定の額に引き上げた。

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
27	平28. 4. 1	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	組織改編に伴い、所要の改正を行った。
28	平28. 4. 1	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 分限条例の改正に伴い、所要の規定の整理を行った。 行政不服審査法の改正に伴う地方公務員法の一部改正を受けて、所要の規定の整理を行った。 育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である場合には、期末手当と同様に、当該育児休業期間を勤勉手当の勤務期間から除算しないこととした。 給与条例および学校職員給与条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の改定に伴い、平成28年度からの勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。 地方公務員法の一部改正より人事評価の結果を勤勉手当に反映することとなるため、勤勉手当の成績率に関する規定を整備した。
29	平28. 4. 1	職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> へき地公署の見直しが行われたことに併せて特地公署についても見直しを行い、所要の改正を行った。 特地勤務手当と地域手当の併給調整に関する特例を廃止するため、所要の改正を行った。 特地公署の見直しを行ったことに伴い、所要の経過措置を規定した。
30	平28. 4. 1	滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	人事評価・退職管理の導入、職階制・勤務成績の評定の廃止に伴い、分掌事務について所要の規定の整備を行った。
31	平28. 4. 1	滋賀県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価・退職管理の導入、職階制・勤務成績の評定の廃止に伴い、委任権限に関する規定の整備を行った。 行政不服審査法の改正に伴う地方公務員法の一部改正を受けて、所要の規定の整理を行った。
32	平28. 4. 1	職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	へき地手当と地域手当の併給調整に関する特例を廃止するため、所要の改正を行った。
33	平28. 4. 1	警察官任用の特例に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の一部改正を受けて、人事評価制度を取り入れた任用制度の整備等の変更を行うため、所要の改正を行った。
34	平28. 4. 22	職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則	配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるなど、所要の改正を行った。
35	平28. 4. 22	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律および独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行った。
36	平28. 5. 13	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	平成28年(2016年)熊本地震の被災者支援などのために派遣している職員に対して、特別災害応急対策等業務手当を支給することとした。

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
37	平28. 12. 28	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児に係る両立支援制度等における子および親の範囲を拡大した。 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等(以下「勤務時間条例等」という。)の一部改正により、介護休暇の分割取得が可能とされたことに伴い、職員が介護休暇を取得する場合の手続について定めた。 勤務時間条例等の一部改正により、無給の休暇として介護時間制度が新設されたことに伴い、所要の改正を行った。 勤務時間条例等の一部改正により、介護を行う職員の時間外勤務の免除制度が創設されたことに伴い、所要の改正を行った。 介護休暇等の対象となる要介護者の範囲について、祖父母、孫および兄弟姉妹の同居要件を廃止した。 その他所要の規定の整備を行った。
38	平28. 12. 28	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しに伴い、親の範囲を拡大する等の改正を行った。
39	平28. 12. 28	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 給与条例および学校職員給与条例の一部改正による、平成28年4月1日から適用される各給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表等について所要の改正を行った。 介護休暇により勤務しないことが職員の不利益となることがないように、介護休暇の復職時調整の換算率について所要の改正を行った。
40	平28. 12. 28	職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	給与条例の一部改正による、平成28年4月1日から適用される医療職(1)給料表の改定に伴い、医師および歯科医師の初任給調整手当にかかる、職員別および支給期間別の手当額について所要の改正を行った。
41	平28. 12. 28	職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年3月31日までの特例(経過措置)として「100分の7.5を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」等とされている地域手当の支給割合を、平成28年4月1日から、人事委員会報告のとおり引き上げた。
42	平28. 12. 28	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 介護時間を取得した職員にかかる期末手当および勤勉手当の計算の基礎となる給与月額については、介護時間の取得により減額される前の給与月額を用いることとした。 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を勤勉手当の勤務期間から除算することとします。あわせて、介護時間の取扱いとの均衡を考慮して、部分休業についても同じ取扱いとなるよう改正を行った。 給与条例および学校職員給与条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、平成28年度の勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
平29 1	平29. 2. 1	滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内に新事務本館が建設されたことに伴い、東日本大震災に対処するための災害応急等作業手当の特例について、所要の改正を行った。
2	平29. 3. 22	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
3	平29. 3. 22	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
4	平29. 3. 31	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
5	平29. 3. 31	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	公益財団法人びわ湖ホールに公益財団法人滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門が統合され、公益財団法人びわ湖芸術文化財団と改められることに伴い、所要の改正を行った。
6	平29. 3. 31	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 子以外の扶養親族に係る手当を不支給とする行政職給料表9級に相当する級、手当額を3,500円とする行政職給料表8級に相当する級について、国に準じて規定するほか、所要の改正を行った。 組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
7	平29. 3. 31	職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直しに伴い、平成30年3月31日までの特例（経過措置）として「100分の7.5を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」等とされている地域手当の支給割合を、平成29年4月1日から、条例に定める支給割合に引き上げた。
8	平29. 3. 31	職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	給与条例および学校職員給与条例の一部改正条例付則により平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間、給与条例第10条の2第2項または学校職員給与条例第11条の2第1項（扶養手当の届出）が読み替えて適用されることに伴い、所要の読替え規定を設けた。
9	平29. 3. 31	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	組織改編に伴い、所要の改正を行った。
10	平29. 3. 31	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 給与条例および学校職員給与条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の改定に伴い、平成29年度からの勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。 再任用職員の勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」適用者の成績率を「良好（標準）」適用者の成績率よりも一定程度高いものとなるよう、所要の改正を行った。

(2) 告 示

告示 番号	公布年月日	告 示 名	概 要
平28 1	平28. 4. 1	職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正	地方公務員法の一部改正を受けて、所要の規定の整理および各種様式の変更を行うとともに、選考により職を新たに追加した。

告示 番号	公布年月日	告 示 名	概 要
2	平28. 4. 1	職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正	職員の任用に関する規則の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行った。
3	平28. 4. 1	人事委員会の権限の一部委任の一部改正	地方公務員法の一部改正を受けて、所要の改正を行った。
4	平28. 4. 1	給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正	組織改編に伴い、所要の改正を行った。
5	平28. 4. 1	滋賀県職員等の給与に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき人事委員会が指定する特地公署に準ずる公署の指定の一部改正	へき地公署の見直しが行われたことに併せて特地公署についても見直しを行った結果、準特地公署に該当することとなる公署について指定を行った。
平29 1	平29. 3. 31	給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
2	平29. 3. 31	滋賀県職員等の給与に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき人事委員会が指定する特地公署に準ずる公署の指定の一部改正	平成29年3月31日をもって甲賀市立山内小学校が廃止となるため、所要の改正を行った。

(3) 訓 令

訓令 番号	公布年月日	訓 令 名	概 要
平28 1	平28. 4. 1	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
2	平28. 4. 1	滋賀県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
3	平28. 4. 1	滋賀県情報処理規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
4	平28. 4. 1	審査基準および処分基準に関する規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

訓令 番号	公布年月日	訓 令 名	概 要
5	平28. 4. 1	滋賀県人事委員会事務局職員人事評価制度実施規程	人事評価の導入に伴い、人事委員会事務局職員の人事評価制度実施規程を定めた。
6	平28. 6. 10	滋賀県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正	当該本部の名称変更に伴い、所要の改正を行った。
7	平28. 8. 1	滋賀県情報処理規程の一部改正	定義の追加および文言の修正を行った。
8	平28. 12. 28	滋賀県人事委員会事務局職員服務規程	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の改正に準じて、所要の改正を行った。

4 条例案に対する意見

提出年月日	条例案の名称	意見
平28. 12. 12	滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案	この条例案は、雇用保険法の一部改正により、65歳に達した日以後に新たに雇用される者が雇用保険の適用の対象とされ、65歳以上の被保険者が高年齢被保険者とされること等に伴い、必要な規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案は、本委員会が本年10月17日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給与について所要の措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、本委員会が本年10月17日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給与について所要の措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。
	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	この条例案による、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例および滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正ならびに滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護および育児に関する休暇制度等について、国家公務員の勤務条件に準じた改正を行うことにより、職員の職業生活と家庭生活との両立を支援しようとするものであり、適当なものと認めます。
平29. 3. 10	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案は、教育公務員特例法施行令の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものであり、適当なものと認めます。

5 諸会議等

平成 28 年度中に開催された全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会関係の諸会議等は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名	開 催 地
平28. 4. 11～12	職種別民間給与実態調査説明会	埼 玉 県
4. 4	警察官採用共同試験事務担当者会議	愛 知 県
5. 30	近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議	兵 庫 県
6. 10	第124回全国人事委員会連合会総会	東 京 都
6. 28	民調要望検討会議	大 阪 府
7. 21～22	第59回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会	京 都 府
7. 25	民調要望検討会議	大 阪 府
8. 9	人事院勧告説明会	東 京 都
8. 24	全国人事委員会事務局長会議	東 京 都
9. 7	近畿人事委員会協議会委員長局長会議	大 阪 府
9. 8	近畿人事委員会協議会給与担当課長会議	滋 賀 県
9. 13	滋賀・奈良・和歌山三県人事委員会給与担当課長会議	和歌山県
11. 1	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	大 阪 府
平29. 1. 26	近畿人事委員会協議会給与事務研究会	大 阪 府
2. 2	近畿人事委員会協議会任用事務研究会	兵 庫 県
2. 10	近畿人事委員会協議会労基事務研究会	和歌山県
2. 14	近畿人事委員会協議会公平事務研究会	滋 賀 県

第 2 任 用 関 係 事 務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）および職員の任用に関する規則（昭和 30 年人事委員会規則第 2 号）の規定に基づき、平成 28 年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりである。

1 競争試験

(1) 試験の日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
上級試験 (大学卒業程度)	平28.5.6	平28.5.16～6.6 (郵送・持参) 平28.5.16～6.3 (インターネット)	平28.6.26 7.9～7.13	平28.7.31、 8.4～8.7	平28.8.22
上級試験 (大学卒業程度) 特別募集 (行政・機械・土木)	平28.10.31	平28.11.21～12.21 (持参・インターネット) 平28.11.21～12.19 (郵送)	平29.1.7	平29.1.28 1.29	平29.2.10
初級試験 (高校卒業程度)	平28.5.6	平28.8.1～9.7 (郵送・持参 ・インターネット)	平28.9.25	平28.10.8 10.9	平28.10.28
第一回警察官 男性A・女性A	平28.3.1	平28.3.14～4.22 (郵送・持参) 平28.3.14～4.19 (インターネット)	平28.5.8	平28.5.30～6.2 7.27～7.30	平28.8.7
第二回警察官 男性A・女性A 男性B・女性B	平28.3.1	平28.8.1～8.31 (郵送・持参) 平28.8.1～8.28 (インターネット)	平28.9.18	平28.10.11～10.13 11.21～11.23	平28.12.1
小・中学校 事務職員	平28.5.6	平28.8.1～9.7 (郵送・持参 ・インターネット)	平28.9.25	平28.10.8 10.9	平28.10.28

(2) 試験区分および採用予定人員

試験の種類	試験区分	採用予定人員	試験の種類	試験区分	採用予定人員	
上級試験 (大学卒業程度)	行政	62人程度	初級試験 (高校卒業程度)	一般事務	4人程度	
	警察事務	8人程度		警察事務	4人程度	
	環境行政	2人程度	警察官	第一回	男性 A	56人程度
	化学	1人程度			女性 A	9人程度
	農業	8人程度		第二回	男性 A	13人程度
	林業	5人程度			女性 A	3人程度
	水産	1人程度		男性 B	20人程度	
	建築	3人程度		女性 B	5人程度	
	電気(電気工学)	1人程度		県外	A	若干人
	機械	1人程度			B	若干人
	総合土木	22人程度				
	上級試験 (大学卒業程度) 特別募集	行政		5人程度		
機械		1人程度				
土木		6人程度	小・中学校事務職員	—	13人程度	

(3) 受験資格および試験方法

区分	受験資格	試験方法
上級試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別募集（行政）以外 <ul style="list-style-type: none"> ア 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者または平成29年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (イ) 滋賀県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者 ○ 特別募集（行政） <ul style="list-style-type: none"> 昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限(受験できない者) <ul style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人または被保佐人（法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者 オ 日本国籍を有しない者（警察事務の試験区分に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験(大学卒業程度) 択一式 47問中40問選択 120分 ・ 専門試験(大学卒業程度) 択一式 〈行政・警察事務、総合土木以外の試験区分〉 40問 120分 〈行政・警察事務〉 50問中40問選択 120分 〈総合土木〉 45問中40問選択 120分 ・ 口述試験 個別面接 ○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文試験 90分 ・ 口述試験 集団討論 個別面接 ・ 適性検査 <特別募集（行政）> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・ アピールシート 記述式 90分 ○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文試験 90分 ・ 口述試験 集団討論 個別面接 ・ 適性検査 <特別募集（機械、土木）> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・ 専門試験 択一式 30問 120分 ○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文試験 90分 ・ 口述試験 集団討論 個別面接 ・ 適性検査
初級試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限 上級試験と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作文試験 90分 ・ 口述試験 集団討論 個別面接 ・ 適性検査

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法
警察官	第一回	男性 A ○ 昭和61年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成29年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	○ 第1次試験 ・教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・作文試験 60分 ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
	女性 A ○ 昭和61年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成29年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者		
	第二回	男性 A ○ 昭和61年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成29年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分 ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
	女性 A ○ 昭和61年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成29年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者		
	男性 B ○ 昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者、平成29年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分 ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接	
女性 B ○ 昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた女性。ただし、大学を卒業した者、平成29年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。			
	○ 受験制限 ア 日本国籍を有しない者 イ 上級試験の受験制限ア～エと同じ (身体検査基準) 視 力 両眼とも裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上 色 覚 職務執行に支障がないこと。 聴 力 正常であること。 その他 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。		
小・中学校 事務職員	○ 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限(受験できない者) ア 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。) イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ○ 第2次試験 ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査	

(4) 試験の実施状況

ア 上級試験

※ () は女性の数を内数で示す。(以下同じ。)

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政	62人程度	(185) 737	(147) 543	73.7	(68) 312	(26) 124	(24) 76	7.1	(22) 64
警察事務	8人程度	(49) 91	(41) 68	74.7	(21) 41	(9) 16	(6) 10	6.8	(5) 7
環境行政	2人程度	(2) 19	(1) 11	57.9	(1) 8	(0) 4	(0) 2	5.5	(0) 2
化学	1人程度	(3) 32	(3) 23	71.9	(1) 6	(0) 3	(0) 1	23.0	(0) 1
農業	8人程度	(16) 47	(13) 33	70.2	(11) 31	(5) 16	(3) 9	3.7	(3) 8
林業	5人程度	(4) 19	(1) 15	78.9	(1) 14	(1) 10	(1) 6	2.5	(1) 5
水産	1人程度	(2) 11	(2) 5	45.5	(2) 5	(1) 3	(0) 2	2.5	(0) 2
建築	3人程度	(4) 19	(3) 13	68.4	(3) 10	(3) 5	(2) 3	4.3	(2) 3
電気 (電気工学)	1人程度	(0) 9	(0) 8	88.9	(0) 5	(0) 3	(0) 1	8.0	(0) 1
機械	1人程度	(2) 6	(0) 3	50.0	(0) 1	(0) 1	(0) 1	3.0	(0) 0
総合土木	22人程度	(3) 49	(1) 38	77.6	(1) 30	(1) 20	(1) 16	2.4	(1) 16
計		(270) 1039	(212) 760	73.1	(109) 463	(46) 205	(37) 127	6.0	(34) 109

イ 上級試験－特別募集－

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争 率 倍	採用者数 人
行政	5人程度	(76) 276	(51) 178	64.5	—	(13) 38	(7) 14	12.7	(7) 13
機械	1人程度	(0) 11	(0) 8	72.7	—	(0) 5	(0) 3	2.7	(0) 2
土木	6人程度	(4) 49	(3) 34	69.4	—	(3) 23	(1) 9	3.8	(1) 9
計		(80) 336	(54) 220	65.5	—	(16) 66	(8) 26	8.5	(8) 24

ウ 初級試験

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争 率 倍	採用者数 人
一般事務	4人程度	(10) 43	(9) 37	86.0	(5) 21	(2) 5	7.4	(2) 5
警察事務	4人程度	(19) 25	(19) 24	96.0	(12) 16	(4) 7	3.4	(4) 6
計		(29) 68	(28) 61	89.7	(17) 37	(6) 12	5.1	(6) 11

エ 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	13人程度	(27) 56	(23) 49	87.5	(13) 26	(7) 14	3.5	(7) 13

オ 警察官（男性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数 人	最終 合格者 数 人	最終 競争 率 倍	採用者数 人	
県内	A(第一回)	56人程度	516	366	70.9	275	73	5.0	56
	A(第二回)	13人程度	179	104	58.1	69	13	8.0	12
	B	20人程度	112	92	82.1	84	22	4.2	21
	計		807	562	69.6	428	108	5.2	89
県外	A	若干人	—	21	—	16	3	7.0	1
	B	若干人	—	41	—	35	6	6.8	5
	計		—	62	—	51	9	6.9	6

カ 警察官（女性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数 人	最終 合格者 数 人	最終 競争 率 倍	採用者数 人
A(第一回)	9人程度	151	85	56.3	57	11	7.7	8
A(第二回)	3人程度	57	33	57.9	16	4	8.3	4
B	5人程度	52	43	82.7	27	6	7.2	6
計		260	161	61.9	100	21	7.7	18

キ 警察官採用県外共同試験の県別内訳

区分	地元県	引継者数 人	1次試験 合格者 数 人	2次試験 受験者 数 人	2次試験 受験率 %	最終 合格者 数 人	最終 競争 率 倍	採用者数 人
警察官 A	福岡県	13	9	5	55.6	1	13.0	0
	熊本県	1	0	0	—	0	—	0
	宮崎県	3	3	2	66.7	1	3.0	1
	鹿児島県	4	4	1	25.0	1	4.0	0
小計		21	16	8	50.0	3	7.0	1
警察官 B	石川県	7	6	2	33.3	1	7.0	1
	福井県	3	2	1	50.0	0	—	0
	福岡県	8	8	6	75.0	2	4.0	2
	熊本県	5	5	5	100.0	2	2.5	1
	宮崎県	16	12	3	25.0	1	16.0	1
	鹿児島県	2	2	1	50.0	0	—	0
小計		41	35	18	51.4	6	6.8	5
合計		62	51	26	51.0	9	6.9	6

2 身体障害者を対象とした職員採用試験

(1) 試験の日程

試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日
平28. 5. 6	平28. 8. 1～9. 7 (郵送・持参・インターネット)	平28. 10. 16 平28. 10. 23	平28. 10. 31

(2) 受験資格および試験方法

受験資格	試験方法
<p>○ 介護者なしに職務遂行が可能な者で、次のすべてに該当するもの</p> <p>ア 昭和57年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者</p> <p>ウ 滋賀県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 (高校卒業程度) 択一式 40問 120分 ・ 作文試験 60分 ・ 口述試験 個別面接 ・ 適性検査

(3) 試験の実施状況

※ () 内は女性の数を内数で示す。

試験区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(3) 7	(3) 7	100.0	(1) 2	3.5	(1) 2
警察事務	1人程度	(1) 2	(1) 2	100.0	(0) 0	—	(0) 0
小・中学校事務	2人程度	(1) 3	(1) 3	100.0	(0) 1	3.0	(0) 1

※なお、申込者数、受験者数、合格者数、採用者数には第2志望、第3志望で当該試験区分を志望している者を含む。

3 採用選考

(人)

部局 職	一 般 職 員				計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	
部長および その相当職	2	—	—	—	2
次長および その相当職	—	—	—	—	—
課長および その相当職	6	2	—	—	8
課長補佐および その相当職	7	3	—	—	10
係長および その相当職	15	10	2	—	27
主事、技師および その相当職	98	23	14	2	137
技能労務職	—	—	—	—	—
計	128	38	16	2	① 184

警 察 官	
職	
警 視	6
警 部	5
警 部 補	—
巡 査 部 長	2
巡 査	4
計	② 17

合計 (①+②)	201
----------	-----

※ 併任、任命換えを含む。

任命権者に委任しているものを除く。(任命権者委任分は別表を参照)

○ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
児 童 指 導 員	7	6	獣 医 師	5	5
児 童 福 祉 司	4	4	管 理 栄 養 士	1	1
保 育 士	1	1	歯 科 衛 生 士	2	2
自 立 支 援 員	3	3	保 健 師	8	8
生 活 支 援 員	1	1	文 化 財 保 護 技 術 者	3	3
判 定 員	3	3	司 書	5	5
職 業 訓 練 指 導 員	1	1	犯 罪 被 害 者 カ ウ ン セ ラ ー	1	1
企 業 庁 水 道 技 術 者	2	2	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (警 察 事 務)	13	13
学 芸 員	2	2	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (一 般 事 務)	15	15
学 芸 技 師	2	2			
化 学	1	1	計	80	79

注 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(係長およびその相当職以上の職)に任用した者を含む。

○ 別表 任命権者委任分

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	19	19	看 護 師	86	46
薬 剤 師	4	2	医療ソーシャルワーカー	5	1
作 業 療 法 士	7	4	医 療 事 務	9	0
介 護 福 祉 士	3	1	臨 床 検 査 技 師	3	1
心 理 判 定 員	12	1			
診 療 放 射 線 技 師	10	1	計	158	76

注 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものである。

4 昇任選考

職 部 局	一 般 職 員				
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部 長 お よ び そ の 相 当 職	3	—	—	2	5
次 長 お よ び そ の 相 当 職	19	1	—	1	21
課 長 お よ び そ の 相 当 職	59	2	3	9	73
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	73	3	6	22	104
係 長 お よ び そ の 相 当 職	51	4	10	23	88
計	205	10	19	57	① 291

(人)

警 察 官	
職	
警 視	15
警 部	—
警 部 補	—
巡 査 部 長	—
計	② 15

合計 (①+②)	306
----------	-----

第3 給 与 関 係 事 務

1 給与に関する報告、勧告等

地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成28年10月17日に県議会議長および知事に対して、職員の給与に関する報告および勧告を行った。

(1) 職員給与等実態調査

平成28年4月1日現在において在職する県職員（企業職員を除く。）および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）について調査した。

ア 部局別・給料表別職員数

(単位：人)

部局 給料表	知事	警察	教育委員会	議会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	高等学校等	小学校および中学校	計
行政職	2,312	234	132	27	15	9	6	196	310	3,241
警察職	-	2,263	-	-	-	-	-	-	-	2,263
研究職	207	17	-	-	-	-	-	-	-	224
医療職(1)	20	-	-	-	-	-	-	-	-	20
医療職(2)	130	1	-	-	-	-	-	4	10	145
医療職(3)	103	2	2	-	-	-	-	-	-	107
福祉職	62	-	-	-	-	-	-	-	-	62
高等学校等 教育職	-	-	18	-	-	-	-	3,059	-	3,077
小・中学校等 教育職	-	-	21	-	-	-	-	-	7,049	7,070
技能労務職	54	11	1	-	-	-	-	59	-	125
計	2,888	2,528	174	27	15	9	6	3,318	7,369	16,334

注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小・中学校等教育職については定数内指導主事の数字である。

2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の教職員41人（小学校および中学校等教育職39人、行政職2人）を含む。

3 再任用職員は、含まれていない。（表シまでにおいて同じ。）

イ 給料表別・学歴別・性別人員構成

(単位：%)

給料表	区分	学歴別構成比				性別構成比	
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
行政職給料表		-	15.9	15.0	69.1	70.7	29.3
警察職給料表		0.1	44.6	3.1	52.2	92.2	7.8
研究職給料表		-	3.1	7.2	89.7	82.1	17.9
医療職給料表(1)		-	-	-	100.0	85.0	15.0
医療職給料表(2)		-	0.7	22.1	77.2	48.3	51.7
医療職給料表(3)		-	-	37.4	62.6	4.7	95.3
福祉職給料表		-	8.1	35.5	56.4	58.1	41.9
高等学校等教育職給料表		-	1.9	3.3	94.8	58.5	41.5
小・中学校等教育職給料表		-	-	7.2	92.8	48.0	52.0
技能労務職給料表		33.6	59.2	7.2	-	72.8	27.2
計		0.3	10.2	7.9	81.6	61.1	38.9

ウ 年齢階層別構成比

(単位：%)

職 種	職 種		職 種			警察職員	全 職 員
	一般職員	行 政	教育職員	高 校 等	小中学校		
～ 24歳	5.4	6.3	6.6	4.4	7.6	11.9	7.0
25 ～ 29	10.5	11.4	14.0	10.9	15.4	14.1	13.2
30 ～ 34	10.1	9.8	11.8	8.5	13.2	16.9	12.0
35 ～ 39	10.2	10.0	9.3	8.7	9.6	16.1	10.5
40 ～ 44	14.5	15.3	10.4	13.9	8.9	12.2	11.6
45 ～ 49	16.5	16.7	11.7	13.3	11.0	8.9	12.5
50 ～ 54	16.6	15.7	17.5	21.6	15.6	9.6	16.2
55 ～ 59	16.0	14.7	18.7	18.7	18.7	10.3	16.9
60 ～	0.2	0.1	—	—	—	—	0.1
計	3,924	3,241	10,147	3,077	7,070	2,263	16,334

エ 職員の平均給与月額

区 分		給 料	扶養手当	地域手当	計	対前年比
		円	円	円	円	%
一 般 職 員	平成28年4月	337,346	10,002	25,994	373,342	△0.49
	平成27年4月	341,806	10,104	23,252	375,162	
全 職 員	平成28年4月	354,240	8,964	26,463	389,667	△0.54
	平成27年4月	358,934	9,207	23,647	391,788	

注 一般職員とは、全職員のうち教育職員および警察職員を除いたものをいう。

(給料表別平均給与月額)

給 料 表	平均年齢	給 料	扶養手当	地 域 手 当	合 計
	歳	円	円	円	円
行 政 職	42.7	332,838	10,188	25,540	368,566
警 察 職	38.5	322,142	13,782	24,160	360,084
研 究 職	44.4	362,436	11,775	27,395	401,606
医 療 職 (1)	47.0	451,890	10,525	83,914	546,329
医 療 職 (2)	45.4	353,092	7,907	26,302	387,301
医 療 職 (3)	45.1	350,511	3,981	25,537	380,029
福 祉 職	44.5	358,411	8,444	26,413	393,268
高 校 等 教 育 職	44.4	386,349	8,957	28,475	423,781
小 中 学 校 等 教 育 職	41.9	359,917	6,848	26,584	393,349
技 能 労 務 職	51.8	350,971	10,264	25,828	387,063

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

オ 職員の給料表別・級別人員構成

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政 3,241人	人 278	人 466	人 646	人 821	人 388	人 458	人 119	人 47	人 18
	% 8.6	% 14.4	% 19.9	% 25.3	% 12.0	% 14.1	% 3.7	% 1.5	% 0.6
警察 2,263	243	369	474	710	297	79	51	24	16
	10.7	16.3	20.9	31.4	13.1	3.5	2.3	1.1	0.7
研究 224	0	61	118	42	3	—	—	—	—
	0.0	27.2	52.7	18.8	1.3	—	—	—	—
医療(1) 20	6	1	4	9	—	—	—	—	—
	30.0	5.0	20.0	45.0	—	—	—	—	—
医療(2) 145	0	6	36	14	52	32	5	—	—
	0.0	4.1	24.8	9.7	35.9	22.1	3.5	—	—
医療(3) 107	0	6	18	31	38	14	—	—	—
	0.0	5.6	16.8	29.0	35.5	13.1	—	—	—
福祉 62	3	21	3	27	6	2	—	—	—
	4.8	33.9	4.8	43.5	9.7	3.2	—	—	—
高校 3,077	18	2,871	109	68	(特2) 11	—	—	—	—
	0.6	93.3	3.5	2.2	(特2) 0.4	—	—	—	—
小中学校 7,070	0	6,313	372	333	(特2) 52	—	—	—	—
	0.0	89.3	5.3	4.7	(特2) 0.7	—	—	—	—

注1 給料表欄の人数は合計人数である。

2 「—」は、給料表において級の無いことを示す。

3 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

カ 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		2,240 ^人	332,936 ^円	516 ^人	325,627 ^円
1年未満		68	183,474	6	149,233
1年以上 2年未満		53	189,826	4	153,000
2年以上 3年未満		48	196,331	10	159,030
3年以上 5年未満		134	208,171	21	173,519
5年以上 7年未満		125	225,783	11	185,636
7年以上 10年未満		162	247,631	27	204,281
10年以上 15年未満		222	286,073	45	240,809
15年以上 20年未満		260	332,644	49	284,729
20年以上 25年未満		355	372,083	79	329,982
25年以上 30年未満		351	395,642	84	366,469
30年以上 35年未満		294	422,117	75	388,163
35年以上		168	431,682	105	409,257

キ 職員の扶養親族数等

扶養手当受給者数		7,293 人	受給者 1 人当たり扶養親族数 2.1 人
扶養親族数	配偶者	4,096	
	一人目	職員に配偶者なし	275
		職員に配偶者あり	5,965
	その他	5,031	全職員 1 人当たり扶養親族数 0.9 人
合計	15,367		
			全職員 1 人当たり扶養手当額 8,964円

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

ク 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
受給者	19 人	68 人	179 人	316 人	140 人	384 人	328 人	1,434 人	62,630 円

ケ 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 地域区分	計	東京都 特別区	医療職（1）	滋賀県
			19.15%	16.0%	7.15%
人員		16,334 人	17 人	20 人	16,297 人
構成比		100.0 %	0.1 %	0.1 %	99.8 %
平均手当月額		26,463 円	67,816 円	83,914 円	26,349 円

コ 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 250km 未満	250km 以上 400km 未満	400km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上		
受給者	74 人	2 人	0 人	15 人	2 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	94 人	35,106 円

サ 職員の住居手当の支給状況等

支給を受けている者 2,248 人	全職員 1 人当たり手当額	3,977 円
	住居手当受給者の平均家賃額	60,738 円

シ 職員の通勤手当および通勤の状況

① 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	対 全 職 員 比	対 受 給 者 比
支給を受けている者	15,045 人	92.1 %	100.0 %
交通機関のみ利用者	2,459	15.1	16.3
交通用具のみ利用者	11,309	69.2	75.2
自動車使用者	10,825	66.3	72.0
自転車等使用者	484	3.0	3.2
交通機関・交通用具併用者	1,277	7.8	8.5
自動車との併用者	1,026	6.3	6.8
自転車等との併用者	251	1.5	1.7
受給者1人当たりの手当額	10,973円		
全職員1人当たりの手当額	10,107円		

② 交通機関利用者の所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職 員 数	割 合	累 積 割 合
10,000円以下	1,786 (666)	47.8 %	47.8 %
10,001円以上 12,000円以下	274 (121)	7.3	55.1
12,001円以上 14,000円以下	260 (63)	7.0	61.2
14,001円以上 16,000円以下	123 (13)	3.3	65.4
16,001円以上 18,000円以下	291 (89)	7.8	73.2
18,001円以上 20,000円以下	179 (52)	4.8	78.0
20,001円以上 22,000円以下	207 (76)	5.5	83.5
22,001円以上 24,000円以下	237 (93)	6.3	89.9
24,001円以上 26,000円以下	95 (16)	2.5	92.4
26,001円以上 28,000円以下	123 (58)	3.3	95.7
28,001円以上 30,000円以下	46 (8)	1.2	96.9
30,001円以上 32,000円以下	47 (8)	1.3	98.2
32,001円以上 34,000円以下	21 (4)	0.6	98.7
34,001円以上 36,000円以下	20 (4)	0.5	99.3
36,001円以上 38,000円以下	5 (0)	0.1	99.4
38,001円以上 40,000円以下	7 (1)	0.2	99.6
40,001円以上 42,000円以下	5 (1)	0.1	99.7
42,001円以上 44,000円以下	1 (0)	0.0	99.8
44,001円以上 46,000円以下	0 (0)	0.0	99.8
46,001円以上 48,000円以下	1 (1)	0.0	99.8
48,001円以上 50,000円以下	1 (0)	0.0	99.8
50,001円以上 52,000円以下	0 (0)	0.0	99.8
52,001円以上	7 (3)	0.2	100.0
計	3,736(1,277)	100.0	—
平均所要額	13,017円		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

③ 交通用具使用者の使用距離階層別分布

(自動車使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	1,939 (268)	16.4 %
5km以上 10km未満	3,298 (200)	27.8
10km以上 14km未満	2,112 (115)	17.8
14km以上 18km未満	1,489 (83)	12.6
18km以上 22km未満	1,014 (94)	8.6
22km以上 26km未満	746 (77)	6.3
26km以上 30km未満	392 (24)	3.3
30km以上 34km未満	279 (15)	2.4
34km以上 38km未満	159 (17)	1.3
38km以上 42km未満	145 (29)	1.2
42km以上 46km未満	94 (20)	0.8
46km以上 50km未満	57 (22)	0.5
50km以上 54km未満	48 (21)	0.4
54km以上 58km未満	26 (12)	0.2
58km以上 62km未満	21 (10)	0.2
62km以上	32 (19)	0.3
計	11,851 (1,026)	100.0
平均使用距離	13.7 km	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

(自転車等使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	446 (225)	60.7 %
5km以上 10km未満	171 (23)	23.3
10km以上 15km未満	71 (2)	9.7
15km以上 20km未満	29 (1)	3.9
20km以上 25km未満	11 (0)	1.5
25km以上 30km未満	4 (0)	0.5
30km以上	3 (0)	0.4
計	735 (251)	100.0
平均使用距離	5.8 km	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

ス 再任用職員の給料表別・級別人員分布

① フルタイム勤務職員

給料表	級 計	級						
		1	2	3	4	5	6	7
行政職給料表	43人	人	人	人	人	人	人	人
警察職給料表	10			1	1	7		1
研究職給料表	1			1				
医療職給料表(2)	2			1	1			
福祉職給料表	2			2				
高等学校等教育職給料表	123	3	120					
小学校および中学校等 教育職給料表	74		72		2			
技能労務職給料表	37							
給料表計	292							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

② 短時間勤務職員

給料表	級 計	級						
		1	2	3	4	5	6	7
行政職給料表	125人	人	人	人	人	人	人	人
警察職給料表	3				1	2		
研究職給料表	7		4	2	1			
医療職給料表(3)	1				1			
福祉職給料表	2		1	1				
高等学校等教育職給料表	2		2					
小学校および中学校等 教育職給料表	5		5					
技能労務職給料表	11							
給料表計	156							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

(2) 職種別民間給与実態調査

一般職に属する職員の給与について検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態について調査した。

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所607事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

ウ 調査実人員

初任給関係350人（行政職に相当する調査実人員290人）、初任給関係以外の調査職種6,259人（行政職に相当する調査実人員5,666人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は48,452人であり、行政職に相当するものは42,792人である。）

エ 規模別調査事業所数

企業規模	100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上	計
事業所数	20	52	11	18	17	118

注 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が6所あった。

オ 調査結果の概要

① 民間における職種別平均給与月額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額		
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)
	人	歳	円	円	円
支店長	11	52.5	794,094	122	793,972
工場長	21	51.9	729,930	0	729,930
事務部長	114	52.1	653,693	1,911	651,782
技術部長	175	52.0	708,412	668	707,744
事務部次長	42	52.9	662,449	3,329	659,120
技術部次長	20	52.9	758,513	2,207	756,306
事務課長	319	49.2	571,266	6,324	564,942
技術課長	418	48.9	620,779	13,182	607,597
事務課長代理	101	46.8	555,557	38,355	517,202
技術課長代理	146	49.0	633,716	61,334	572,382
事務係長	394	46.6	467,229	62,109	405,120
技術係長	547	46.2	502,469	78,510	423,959
事務主任	209	41.5	391,193	44,411	346,782
技術主任	485	39.1	447,463	76,960	370,503
事務係員	1,254	37.5	317,920	34,459	283,461
技術係員	1,410	36.7	357,694	66,611	291,083

② 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	全規模	規模500人以上	規模100人以上 500人未満	規模100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	195,570	203,837	188,121	※192,667
	短大卒	※180,388	※185,000	※172,080	-
	高校卒	164,147	※165,613	※168,886	X
新卒技術者	大学卒	203,877	※202,965	204,513	-
	短大卒	174,417	※168,759	※177,158	-
	高校卒	163,279	※166,732	162,354	X
計	大学卒	199,033	203,486	196,224	※192,667
	短大卒	177,094	※178,792	175,602	-
	高校卒	163,591	※166,221	164,120	※155,000

注1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のあった事業所について平均したものである。

2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 「※」は、調査事業所が5事業所以下である。

③ 民間における家族（扶養）手当の支給状況

その1 家族（扶養）手当の支給状況および配偶者の収入制限の状況

手当制度がある	配偶者に手当を支給する			配偶者に手当を支給しない	手当制度がない
	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない			
81.5%	(90.4%)	[80.0%]	[20.0%]	(9.6%)	18.5%

注1 ()内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族（扶養）手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定または見直すことについて検討中	税制および社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定がない（検討も行っていない）
13.2%	15.8%	71.0%

注 配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 家族（扶養）手当の手当額の定め方

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
63.7%	11.2%	25.1%	0.0%

注 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

その4 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,050 円
配偶者と子1人	19,480 円 (5,430 円)
配偶者と子2人	24,461 円 (4,981 円)

注1 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 () 内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

④ 民間における住宅（住居）手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	58.2 %
支給しない	41.8 %
借家・借間居住者に対する住宅（住居）手当月額の最高支給額の平均額の階層	27,000円以上 28,000円未満

⑤ 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	
	下半期 (A 1)	360,574 円	274,425 円
	上半期 (A 2)	364,142	276,094
特別給の支給額	下半期 (B 1)	811,007	538,372
	上半期 (B 2)	753,645	539,891
特別給の支給割合	下半期 (B 1/A 1)	2.25 月分	1.96 月分
	上半期 (B 2/A 2)	2.07	1.96
	年間計	4.32	3.92
年間の平均		4.32 月分	

注1 下半期とは、平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

⑥ 民間における初任給の改定状況

項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
学歴	%	%	%	%	%
大学卒	30.8	(51.3)	(48.7)	-	69.2
高校卒	17.0	(49.5)	(50.5)	-	83.0

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

⑦ 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	% 43.5	% 5.7	% -	% 50.8
課長級	31.0	6.2	-	62.8

注 ベースアップの慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

⑧ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	% 81.3	% 80.3	% 29.0	% 6.5	% 44.8	% 1.0	% 18.7
課長級	68.3	66.9	19.7	4.4	42.8	1.4	31.7

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

⑨ 民間における定期昇給制度の状況

項目 役職段階	昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度なし
係員	% 84.7	% 45.6	% 87.4	% 50.4	% 15.3
課長級	75.6	31.5	90.8	50.5	24.4

注 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

⑩ 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係員級		課長級		部長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
平成27年冬季	% 49.1	% 50.9	% 36.5	% 63.5	% 38.8	% 61.2

⑪ 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割 増 賃 金 率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割 合	累積割合	割 合	累積割合
31%以上	% 15.7	% 15.7	% 11.6	% 11.6
30%	32.8	48.5	22.2	33.7
29%	0.0	48.5	0.0	33.7
28%	0.9	48.5	0.0	33.7
27%	0.0	48.5	0.0	33.7
26%	1.6	50.1	1.5	35.2
25%	49.9	100.0	64.8	100.0

注 適用従業員および適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 28 年 4 月)

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	円 25,880	円 38,230	円 48,740	円 59,250	円 69,760
住 居 関 係 費	34,870	38,420	35,080	31,730	28,390
被 服 ・ 履 物 費	5,260	12,570	15,450	18,330	21,210
雑 費 I	38,780	52,550	74,260	95,990	117,700
雑 費 II	6,590	24,310	24,290	24,280	24,270
計	111,380	166,080	197,820	229,580	261,330

注 1 2人から5人世帯については、「家計調査」(総務省)の大津市勤労者世帯(集計世帯数:96世帯における平成28年4月の費目別平均支出額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

2 1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)の勤労単身世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成28年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

3 「雑費I」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。

4 「雑費II」は、その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金等)である。

(4) 職員の給与に関する報告および勧告

本委員会は、平成28年10月17日に県議会および知事に対して、別記第1のとおり報告し、別記第2のとおり勧告した。

別記第1

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適應しているかどうかを検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 給与勧告制度の基本的考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされるとともに、給与については、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適應した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、給与勧告に当たっては、社会一般の情勢に適應した適正な給与を確保するため、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。この理由としては、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないこと等から、その給与水準は、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

職員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、人事院および全国の人事委員会と共同で実施しているもので、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象としており、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。このような比較方法および調査対象については、国家公務員および地方公務員全体の問題として、国において様々な議論・研究がなされた結果、最も適切な方式であるとされているものである。なお、これまでに、民間企業従業員の給与をより広く把握し、公務員の給与に反映させる観点から、調査対象企業規模の引下げや調査対象産業の拡大などの見直しが行われてきたところである。

2 職員の給与

本委員会が、平成28年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員9,006人、県費負担市町立学校教職員7,328人、合計16,334人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は3,241人で、その平均給与月額が368,566円（給料332,838円、扶養手当10,188円、地域手当25,540円）であり、平均年齢は42.7歳（男性43.9歳、女性39.9歳）、性別構成は男性70.7%、女性29.3%、学歴別構成は大学卒69.1%、短大卒15.0%、高校卒15.9%となっている。

また、全職員の平均給与月額は389,667円（給料354,240円、扶養手当8,964円、地域手当26,463円）であり、その平均年齢は42.3歳（男性43.0歳、女性41.1歳）、性別構成は男性61.1%、女性38.9%、学歴別構成は大学卒81.6%、短大卒7.9%、高校卒10.2%、中学卒0.3%である。

3 民間の給与

本委員会は、人事院および全国の人事委員会と共同して、県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の607事業所から、層化無作為抽出法により抽出した124の事業所について、「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、95.2%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

その主な調査結果は、次の(1)～(5)のとおりである。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員6,259人の給与について調査した。

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初 任 給 額
事務員および技術者	大 学 卒	199,033 円
	短 大 卒	177,094 円
	高 校 卒	163,591 円

注 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

(3) 家族（扶養）手当

民間事業所における家族（扶養）手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	14,050 円
配偶者と子1人	19,480 円
配偶者と子2人	24,461 円

注 家族（扶養）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象としたものである。

(4) 住宅（住居）手当

民間事業所における住宅（住居）手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所の58.2%が住宅（住居）手当を支給しており、そのうち、借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給額の平均額の階層は、27,000 円以上28,000 円未満となっている。

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額4.32月分となっている。

4 職員の給与と民間従業員の給与の比較

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員（新規採用者等を除く。平均年齢43.5歳）と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員（新規採用者等を除く。）について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして1,037円（0.26%）下回っていることが明らかとなった。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B)
393,148円	392,111円	1,037円 (0.26%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

5 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経歴年数別の俸給(給料)の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレース指数は100.7であった。

また、同年の47都道府県の平均は99.7、近畿6府県は98.5~100.7であった。

6 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国では0.3%下落し、大津市で0.2%の上昇となっている。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ166,080円、197,820円および229,580円となった。

7 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月8日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告および勧告を行うとともに、一般職の職員の育児休業等について意見の申出を行い、一般職の職員の勤務時間、休暇等について勧告を行った。また、併せて、公務員人事管理について報告を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

※ 別紙省略

8 むすび

(1) 民間給与との較差に基づく給与改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

地域手当については、本年4月1日現在、県内に勤務する職員は7.15%、東京都特別区に在勤する職員は19.15%の割合で支給されているところであるが、同年4月1日以降、本年の公民較差(0.26%)および給料表の引上げ改定を考慮し、それぞれ0.15%、0.35%引き上げることが適当である。

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、再任用職員の期末手当・勤勉手当ならびに特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様とする。

(2) 給与制度の改正

ア 給与制度の総合的見直し

本委員会は、一昨年、地域間や世代間の給与配分の見直し等を内容とする国家公務員の「給与制度の総合的見直し」に準じて報告および勧告を行い、昨年4月から給料表水準を引き下げた上で、地域手当を段階的に引き上げることとしている。

平成28年4月1日からの地域手当の支給割合は前述のとおりであるが、平成29年4月1日からの地域手当の支給割合については、給与制度の総合的見直しによる給料表の経過措置の解消状況等を踏まえ、条例に定める支給割合に引き上げることが適当である。

イ 配偶者に係る扶養手当の見直し

扶養手当について、人事院は本年、民間企業および公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで減額することとし、あわせて、子に要する経費の実情や我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮し、配偶者に係る手当額を減額することにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を10,000円に引き上げるよう報告および勧告を行った。

本県における扶養手当は、これまでから国の制度に準じたものとしてきたことから、基本的に国に準じて見直しを実施することが適当と考えるが、配偶者に係る手当の受給者への影響を一層少なくする観点から、より段階的に実施することとし、子に係る手当額については、配偶者に係る手当額を減額する

ことにより生ずる原資を基本に、10,000円を超えない範囲内で段階的に引き上げることが適当である。なお、この考え方に基づく各年度における手当額は、次の表のとおりである。

(単位：円)

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度以降
配偶者	行政職給料表 7級以下	13,000	11,000	9,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8級	13,000	11,000	9,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9級	13,000	11,000	9,000	6,500	3,500	(支給しない)
子		6,500	10,000円を超えない範囲内の額				
父母等	行政職給料表 7級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8級	6,500	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9級	6,500	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

注1 「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」、「行政職給料表9級」には、これらに相当する職務の級を含む。

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,500円・父母等9,500円、平成30年度は子10,000円・父母等8,000円、平成31年度以降はこの表に掲げる子または父母等の額とする。

3 平成29年度以降の子に係る手当額については、10,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とし、平成29年度は7,300円とする。

ウ その他

再任用職員の勤勉手当について、人事院は本年、再任用職員が増加する傾向にあることや在職期間の長期化が見込まれることに鑑み、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」適用者の成績率を「良好(標準)」適用者の成績率よりも一定程度高いものとなるよう設定すると報告を行った。本県においても、今後、国の措置内容を踏まえ、対応を検討していく必要がある。

また、人事院は本年、介護時間制度の新設に伴い、社会全体として育児や介護と仕事の両立を支援していくことが重要課題となっていることを踏まえ、介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給制度や勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとするとともに、あわせて、昇給制度における介護休暇および育児休業の取扱いならびに勤勉手当における育児時間の取扱いについても、同様の取扱いとなるよう所要の措置を講ずるとの報告を行った。育児や介護と仕事の両立支援が重要な課題となっている点は本県においても同様であり、両立支援制度の整備と合わせ、国に準じて措置を講ずることが適当である。

(3) 能力および実績に基づく人事管理

能力・実績に応じた人事管理を推進するための改正地方公務員法の施行に伴い、任命権者においては、本年4月から、公正性・公平性などの観点から創意工夫が施された人事評価制度が本格実施されている。

人事評価については、地方公務員法において「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」と定義され、人材の育成、公務能率の向上、組織の活性化、組織目標の達成、住民サービスの向上といったことが期待されているところである。

これらの実現のためには、人事評価制度が早期に定着し、適切に運用されることが重要である。任命権者においては、人事評価制度の実施状況を把握し、工夫や改善の余地がないか検証するとともに、評価者研修の実施や面談の充実などを通じ、人事評価の納得性を高めながら運用していくことが必要である。本委員会としても、人事評価制度の実施・運用状況を注視していく。

また、本県では、本年3月に人材育成基本方針が改定され、「人こそが最大の経営資源である」との認識のもと、職員の意欲と能力の向上に資する取組やそれらが最大限発揮できる職場環境づくりなど総合的な取組が進められている。取組の推進に当たっては、人事評価制度が重要な手段の一つとして位置づけられているところであり、任命権者においては、人事評価制度を効果的に活用することにより、人材育成や能力開発を図り、県庁力の最大化につなげていくことが重要である。

(4) 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康や公務能率の向上に資するのみならず、ワーク・ライフ・バランスや人材確保、女性の活躍推進の観点からも極めて重要な課題であり、強くその実現が求められている。また、学校現場においては、教員の子どもと向き合う時間を確保し、教育環境の充実にもつながるものである。

本県においては、これまでから、定時退庁の取組や朝礼・終礼による勤務時間管理、イクボス宣言など、様々な取組が行われてきたところである。また学校においても、校務分掌の見直しや部活動指導の負担軽減策などが講じられてきたところであるが、依然として時間外勤務の状況に大きな変化は見られず、学校現場においても教員の長時間におよぶ勤務実態が見受けられるなど、これまでの取組が必ずしも十分浸透し、有効に機能しているとは言い難い状況にある。

任命権者においては、一斉消灯日の設定や、会議・説明会・報告・届出等の廃止・簡素化など、本年度も新たな取組が進められているところであるが、これまでの取組と合わせ、実効性をより高めるため、幹部職員の強いリーダーシップのもと、組織を挙げて取り組む必要がある。また、引き続き、計画的かつ効率的な業務の運営と、スクラップアンドビルドなど事務事業の見直しを進め、業務量と人員配置のバランスのとれた勤務環境の確保に努める必要がある。

本委員会としても、引き続き、労働基準法第36条第1項に規定する協定の遵守状況を確認し、協定を逸脱した勤務実態が認められる事業所に対しては改善に向けた指導を行うなど、時間外勤務の適正化に取り組んでいく。

(5) メンタルヘルス対策の充実等

職員の心身両面における健康を保持・増進することは、職員本人の健康管理はもとより、職員が能力を十分に発揮する上で重要であり、質の高い行政サービスに資するものである。

しかしながら、本県における昨年度の長期療養者のうち、メンタルヘルスの不調によるものの占める割合は依然として高い傾向にあり、職員のメンタルヘルス対策が重要な課題となっている。任命権者においてはこれまでから、「滋賀県職員メンタルヘルス対策指針」等に基づき、総合的かつ体系的な対策の充実に努められてきたところであるが、本年度からは、職員自身のストレスへの気づきを促すこと等によりメンタルヘルス不調を未然に防止すること等を目的とする、労働安全衛生法に基づくストレスチェックが新たに実施されているところであり、この制度も有効に活用しながら、メンタルヘルス対策の更なる充実・強化を図る必要がある。

(6) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、人権や働く権利を侵害する行為であるとともに職場環境を悪化させ、ひいては職員の心身の健康に悪影響を及ぼす要因となるものであり、その防止は重要な課題である。また、近年、性的指向・性自認に関する正しい理解の促進等が社会的課題となっている中、本年の人事院の報告においては、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクシュアルハラスメントに当たり許されないことが関係規程上も明確になるよう措置することなどに言及されているところである。

本県ではこれまでから、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止に関する指針に基づき、啓発・研修や相談窓口の設置等の取組が進められてきたところであるが、未だにハラスメントの防止・根絶には至っていないことから、任命権者においては、職員や管理監督者に対し、性的指向や性自認の課題も含め周知・啓発を徹底するとともに、コミュニケーションの向上を図るなど、ハラスメントのない良好な職場環境づくりに一層努める必要がある。

なお、民間においては、来年1月から、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚による就業環境を害する行為(いわゆるマタハラ等)を防止するための措置を講ずることが事業主に義務付けられることとなっており、国においても、民間における措置内容を踏まえ、同様の防止策を講じることとされていることから、本県においても、国の動向等に留意し、適切に防止策を講じていく必要がある。

(7) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、ライフステージに応じた家庭生活や地域生活を充実させることができる環境を整えることは、職員の意欲や士気を向上させ、公務能率の向上に資することはもとより、有為な人材の確保の観点からも重要である。本県においては、夏季朝型勤務、夏季集中休暇の実施やイクボス宣言など、様々な取組が行われているが、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進に努める必要がある。

また、人事院は本年、家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう民間労働法制の見直しが行われていることを踏まえ、その改正内容に即して、介護休暇の分割、介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲の拡大その他の両立支援制度を整備するための勧告等を行った。

本県においても、適切な公務運営を確保しつつ、職員が働きながら育児や介護といった家庭責任を果たすことができる環境整備を一層進めていくことが求められていることから、今後の関係法令の改正の動向を注視し、適切に両立支援制度を整備するとともに、職場の協力体制を整えるなど、制度を利用しやすい職場環境づくりに努める必要がある。

(8) 男女共同参画、女性職員の活躍推進

本県では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画が本年3月に策定され、女性職員の採用・育成・登用および環境の整備・組織風土の醸成・意識改革に係る取組事項および数値目標が設定されているところである。任命権者においては、仕事と家庭を両立しながらキャリアの形成を図る働き方の確立、管理職に必要な能力養成や不安の解消、性別役割分担意識の解消など、女性職員も男性職員も共にいきいきと活躍できる職場を目指し、着実に取組を進める必要がある。

また、男性職員の育児参加への意識を高め、育児休業等の取得を促進することは、男女共同参画を推進する上で重要な課題であり、本県においてもこれまでから、様々な措置が講じられてきたところであるが、男性職員の育児休業等の取得率は依然として低い状況にある。任命権者においては、管理職員および男性職員に対する意識啓発や育児参加に関する制度の周知を推進するとともに、男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを一層進めていく必要がある。

(9) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続については、公務においては当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされており、現行の再任用制度により雇用と年金を確実に接続することが求められている。

本県においては、再任用職員の数が年々増加するとともにフルタイム勤務の割合が大きくなってきていることから、任命権者においては、引き続き再任用制度の円滑な運用に努めるとともに、再任用職員の意欲や能力・適性等を的確に把握し、定年前に培った能力や経験をさらに本格的に活用していくことが重要である。

また、再任用職員の給与の在り方について、人事院は、円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き必要な検討を行っていくとしており、引き続きその動向を注視していく必要がある。

(10) 臨時職員の勤務条件

本県においては、効率的で効果的な行政サービスの提供を行うために、臨時教職員や臨時的任用職員等の形態での任用が行われ、公務運営において欠くことのできない存在となっている。

任命権者においては、引き続き、臨時職員の適正な勤務条件の確保に努め、人材の確保や円滑な公務運営につなげていくことが重要である。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げと特別給の引上げを行うとともに、給与制度の総合的見直しに係る地域手当の引上げや扶養手当の見直し等を行う内容の報告および勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

別記第 2

勸 告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

給料表については、別表のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 医師および歯科医師の初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

イ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 平成 28 年 12 月期の支給割合

a b および c 以外の職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.9 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.425 月分とすること。

b 特定幹部職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.1 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.525 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

(イ) 平成 29 年 6 月期以降の支給割合

a b および c 以外の職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.85 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.4 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.625 月分とすること。

ウ 扶養手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 配偶者に係る手当の月額を 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(イ)において「特定職員」という。）にあっては、3,500 円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあっては、滋賀県職員等の給与に関する条例第 10 条第 4 項または滋賀県公立学校職員の給与に関する条例第 11 条第 4 項の規定により加算される前の額）を 1 人につき 10,000 円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とすること。

(イ) 特定職員に対して支給する配偶者および子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 3,500 円とすること。

(ウ) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当の月額を 11,000 円とする取扱いを廃止すること。

(エ) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

2 改定の実施時期

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、(2)イ(ア)については平成 28 年 12 月 1 日から、(2)イ(イ)およびウについては平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。

(2) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額等については、1

(2)ウ(ア)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((イ)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「11,000円」とし、1(2)ウ(イ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1(2)ウ(ウ)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,500円とし、子以外の扶養親族にあっては9,500円とする」とし、1(2)ウ(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者および子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

イ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1(2)ウ(ア)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((イ)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「9,000円」とし、1(2)ウ(イ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1(2)ウ(ウ)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては8,000円とする」とし、1(2)ウ(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者および子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

ウ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1(2)ウ(ア)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((イ)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「6,500円」とし、1(2)ウ(イ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1(2)ウ(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者および子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

エ 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1(2)ウ(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

※別表省略

2 給与改定等の概要

平成28年10月17日に本委員会が行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等に基づき、滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等が、平成28年11月定例県議会に提案され、同年12月21日に可決成立し、同月28日に公布された。

なお、これらの内容は以下のとおりである。

(1) 改定の内容

① 公民較差に基づく改定

ア 給料表 国に準じて引上げ改定

イ 地域手当 支給割合を引上げ

東京都：19.15%→19.5%、県内：7.15%→7.3%（人事委員会規則の改正による）

ウ 期末・勤勉手当 年間支給月数 4.20月→4.30月

エ 初任給調整手当 国に準じて医師および歯科医師の最高支給月額を引上げ

医療職給料表(1)適用職員：413,300円→413,800円(+500円)

上記以外：50,500円→50,600円(+100円)

② 給与制度の総合的見直しに係る改定（人事委員会規則の改正による）

ア 地域手当 支給割合を引上げ

東京都：19.5%→20%、県内：7.3%→7.5%

③ 配偶者に係る扶養手当の見直し

・配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで引き下げ、それにより生ずる原資を基本に子に係る手当額を引き上げ

・本庁部長級の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を不支給とし、本庁次長級の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給

(2) 実施時期

・①アイエ：平成28年4月1日から実施

・①ウ：平成28年12月1日から実施

・②および③：平成29年4月1日から実施。ただし、③は平成33年3月31日までの間、段階的に実施。

3 給与に関する承認

人事委員会規則等の規定により、職員の初任給の決定等あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている事項について、任命権者からの申請に対して次のとおり承認した。

任命権者 承認区分	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
初任給等	5 件	2 件	8 件	—
給料表異動	—	—	—	—
諸手当	2 件	2 件	1 件	—

第4 勤務時間その他の勤務条件等

1 職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例

職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」等の規定に基づき、職員の週休日および勤務時間の割振り等について別段の定めをすることについて、任命権者から人事委員会に協議があり、人事委員会が承認しているものは次のとおりである。

(平成29年3月31日現在)

○滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第2項ただし書の規定によるもの

(職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難な場合)

所 属 名	対象職員	内 容
知事部局 食肉衛生検査所	獣医師	週休日の特例(変則勤務による4週6休)

○職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第10条の規定に基づくもの

(業務もしくは勤務条件の特殊性または地域的もしくは季節的事情により、規則第2条、第3条、第8条の2第1項および第3項ならびに第9条第1項から第5項までの規定によると、能率を甚だしく阻害し、または職員の健康もしくは安全に有害な影響を及ぼす場合)

所 属 名	対象職員	内 容
教育委員会	びわ湖フローティングスクール	勤務時間の割振りの特例(学習航海による22時間連続勤務)
	県立学校および市町立小・中学校	週休日の振替等および休日勤務時間の振替の特例(振替対象期間の延長)
警察本部	本部および警察署	休日勤務時間の振替の特例(休日に割り振られた正規の勤務時間のうち一部について振替を行う)

第5 懲戒処分関係

1 懲戒処分の状況

当委員会に通知のあった懲戒処分は、次のとおりである。

処 分 者	処 分 の 種 類	処 分 年 月 日
警 察 本 部 長	減 給	平成 28 年 4 月 14 日
警 察 本 部 長	減 給	平成 28 年 6 月 23 日
警 察 本 部 長	減 給	平成 28 年 6 月 23 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 28 年 9 月 20 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 28 年 9 月 20 日
知 事	減 給	平成 28 年 11 月 9 日
知 事	減 給	平成 28 年 11 月 9 日
警 察 本 部 長	停 職	平成 28 年 12 月 27 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 29 年 2 月 17 日
警 察 本 部 長	減 給	平成 29 年 3 月 1 日
警 察 本 部 長	減 給	平成 29 年 3 月 1 日
知 事	停 職	平成 29 年 3 月 29 日
知 事	停 職	平成 29 年 3 月 29 日
教 育 委 員 会	停 職	平成 29 年 3 月 30 日

第6 公平審査関係事務

1 勤務条件に関する措置の要求

勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりである。

総括表

区 分	平成27年度末 係属件数	平成28年度			平成28年度末 係属件数
		要求等件数	審理等回数	終結件数	
任用	0件	1件	4回	1件	0件

2 不利益処分に関する審査請求

不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりである。

総括表

区 分	平成27年度末 係属件数	平成28年度			平成28年度末 係属件数
		請求等件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	2件	2件	23回	2件	2件
分限処分	0件	0件	0回	0件	0件
その他	0件	0件	0回	0件	0件

3 職員からの苦情相談

苦情相談の状況は、次のとおりである。

区 分	任用関係	給与関係	勤務条件 服務関係	福利厚生 関係	セクハラ パワハラ いじめ等	その他	計
相談件数 (件)	6	2	3	1	2	0	14

4 職員団体の登録

人事委員会への職員団体の登録状況は、次のとおりである。また、これらの職員団体から平成28年度中に2件の登録の届出と2件の登録事項の変更の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	設立年月日
(昭26. 5. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県公立高等学校 教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	地公法附則第13項 労働組合から移行
(昭40. 3. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県高等学校教職員連盟	長浜市名越町森之木600 県立長浜農業高等学校内	昭40. 1. 16
昭41. 9. 29	滋賀県湖南地区公立高等学校 教職員組合	草津市草津町上蓮田1839 県立湖南農業高等学校内	昭41. 9. 9
(昭35. 7. 14) 昭41. 9. 29	滋賀県立膳所高等学校 教職員組合	大津市膳所二丁目11-1 県立膳所高等学校内	昭35. 6. 15
(昭27. 10. 30) 昭41. 9. 29	滋賀県教職員組合	大津市梅林一丁目 滋賀県教育会館内	昭27. 10. 29
昭41. 12. 26	公立甲賀病院組合職員組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36. 4. 3
昭54. 2. 27	滋賀県職員組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	昭53. 5. 23
平2. 6. 7	自治労滋賀県職員労働組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	平2. 5. 31
平13. 4. 13	新旭養護学校地区教職員組合	高島市新旭町太田988-6	平12. 4. 1
平17. 8. 4	甲賀広域行政組合 職員労働組合	甲賀市水口町水口6677 甲賀広域行政組合衛生センター内	平16. 4. 3
平28. 5. 20	全滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 3
平28. 5. 20	滋賀県障害児学校教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 3

注 ()内の年月日は、昭和40年の地方公務員法の一部改正前の同法の規定に基づく登録年月日である。

また、以下の職員団体から解散の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	解散年月日
平28. 5. 6	全教滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 3. 31

5 管理職員等の範囲の指定

人事委員会規則により、管理職員等の範囲を次のとおり定めている。

(1) 本 庁

(平成29年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	局長、次長、課長、参事、課長補佐、総務課の主幹、係長および副主幹
知 事 部 局 (会計管理局を含む。)	部長、会計管理者、会計管理局长、理事、防災危機管理監、コンプライアンス推進監、次長、管理監、技監、知事公室長、防災危機管理局长、IT統括監、子ども・青少年局長、観光交流局长、流域政策局长、課長、主席参事、副局长、地域防災監、地震・危機管理室長、原子力防災室長、県民情報室長、がん・疾病対策室長、健康寿命対策室長、観光政策室長、農業団体指導検査室長、地域農業戦略室長、農業基盤管理推進室長、技術管理室長、交通安全対策室長、高速・幹線道路推進室長、流域治水政策室長、広域河川政策室長、河川・港湾室長、水源地域対策室長、参事、副地域防災監、広域連携推進室長、県民活動・協働推進室長、IT企画室長、廃棄物対策室長、介護保険室長、食の安全推進室長、国際室長、旅券室長、地域資源活用推進室長、用地対策室長、道路保全室長、建築指導室長、総括補佐、課長補佐、副参事、室長補佐、秘書課、人事課および財政課の主幹、係長および副主幹、総務事務・厚生課の主幹、係長および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)、人事課の主査、主任主事および主事
教育委員会事務局	理事、教育次長、管理監、課長、主席参事、室長、所長、参事、総括補佐、課長補佐、室長補佐、副参事、教育総務課の主幹、係長、副主幹、主査、主任主事および主事(職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に係る事務を所掌するものに限る。)、教職員課(健康福利室を除く。)の主幹、係長、副主幹、主査、人事主事、主任主事および主事、健康福利室の主幹、係長および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長
人事委員会事務局	局長、次長、参事、副参事、主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事
監査委員事務局	局長、次長、参事、副参事
労働委員会事務局	局長、次長、副参事
収用委員会事務局	局長、副参事
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	事務局長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

(2) 出先機関

機 関	職
全 て の 出 先 機 関	主席参事、参事、副参事、主任専門員
県 税 事 務 所	所長、次長、課長
自 動 車 税 事 務 所	所長、次長
消 費 生 活 セ ン タ ー	所長、次長
環 境 事 務 所	所長、次長
森 林 整 備 事 務 所	所長、次長、支所長
健 康 福 祉 事 務 所	所長、次長
保 健 所	所長、次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長、副所長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長、次長
動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	所長、次長
子 ども 家 庭 相 談 セ ン タ ー	所長、次長
計 量 検 定 所	所長、次長
農 業 農 村 振 興 事 務 所	所長、次長、課長、支所長、課長補佐
病 害 虫 防 除 所	所長、次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長、家畜検査センター所長、次長、北西部支所長
土 木 事 務 所	所長、地域調整監、副所長、支所長、次長、課長、課長補佐
東 京 事 務 所	所長、副所長、所長代理、政策推進課長
消 防 学 校	校長、教頭
政 策 研 修 セ ン タ ー	所長、次長
近 代 美 術 館	館長、副館長、総括学芸員、課長
琵琶湖環境科学研究センター	センター長、副センター長、次長、部長、部門長、副部門長、総括研究員
琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、室長、課長、総括学芸員、課長補佐、室長補

機 関	職
流域下水道事務所	佐 所長、次長
平和祈念館	館長、副館長
衛生科学センター	所長、副所長、次長
リハビリテーションセンター	所長、次長
淡海学園	園長、次長
近江学園	園長、副園長、次長
総合保健専門学校	校長、次長
看護専門学校	校長、副校長、次長
工業技術総合センター	所長、次長
東北部工業技術センター	所長、次長
高等技術専門学校	校長、校長代理、副校長
男女共同参画センター	所長、次長
農業技術振興センター	所長、次長、部長、室長、茶業指導所長、農業大学の校長および副校長
畜産技術振興センター	所長、次長
水産試験場	場長、次長
交通事故相談所	所長
芹谷地域振興事務所	所長、次長
北川水源地域振興事務所	所長、次長
中学校	校長、副校長、教頭、事務長
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長
特別支援学校	校長、副校長、教頭、事務長
総合教育センター	所長、次長
びわ湖フローティングスクール	所長、次長
図書館	館長、副館長、総務課長

6 公平審査事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託の状況は、次のとおりである。

受託団体名	所在地	受託年月日
公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36.4.1
滋賀県市町村職員退職手当組合	大津市松本1-2-1 滋賀県市町村会内	昭37.6.1
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町200	昭40.9.1
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	大津市松本1-2-1 滋賀県市町村議会議長会内	昭44.5.1
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町水口6218	昭49.1.14
彦根市犬上郡営林組合	彦根市元町4-2 彦根市役所内	昭49.5.1
湖東広域衛生管理組合	犬上郡豊郷町大字八町500	昭50.2.3
愛知郡広域行政組合	東近江市小八木町16	昭50.5.1
滋賀県市町村職員研修センター	大津市におの浜一丁目1-20	平14.5.20

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 適用事業所と労働基準監督機関

地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号および一般官公署に該当する県の事業所(173)については、人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使することとなっている。

また、事業所の新設・改廃があった場合における同法別表第1の適用号別等については、本委員会と滋賀労働局が協議し決定している。平成28年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関は、次のとおりである。

労働基準法の号別等	該 当 事 業 所	労働基準監督機関
3号	各土木事務所(長浜土木事務所木之本支所を除く。)(7)、長浜土木事務所木之本支所、各流域下水道事務所(2)、芹谷地域振興事務所、北川水源地域振興事務所	労働基準監督署
13号	各健康福祉事務所(各保健所)(6)、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護係、彦根子ども家庭相談センター保護係、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎	
14号	本庁事業課	
15号	動物保護管理センター	
12号	本庁薬務感染症対策課薬業振興係、食肉衛生検査所、政策研修センター、近代美術館、消防学校、琵琶湖環境科学センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、平和祈念館、工業技術総合センター(信楽窯業技術試験場を除く。)、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター(機械システム係および金属材料係を除く。)、東北部工業技術センター機械システム係および金属材料係、高等技術専門学校(草津校舎を除く。)、高等技術専門学校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、教育委員会事務局文化財保護課城郭調査係、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、図書館、各中学校(3)、各高等学校(50)、各特別支援学校(寄宿舎を除く。)(15)、警察学校	人事委員会
一般官公署	本庁(総務事務・厚生課各総務経理係、事業課、森林政策課普及指導係、薬務感染症対策課薬業振興係および会計課各地域会計係を除く。)、総務事務・厚生課各総務経理係(6)、森林政策課普及指導係、会計課各地域会計係(6)、各環境事務所(6)、西部県税事務所(高島納税課を除く。)、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所(甲賀納税課を除く。)、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所(湖東納税課を除く。)、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所(高島支所を除く。)、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所(西部・南部森林整備事務所を除く。)(3)、各子ども家庭相談センター(中央子ども家庭相談センター保護係および彦根子ども家庭相談センター保護係を除く。)(3)、計量検定所、各農業農村振興事務所(6)、病害虫防除所、家畜保健衛生所、東京事務所、男女共同参画センター、交通事故相談所、議会事務局、教育委員会事務局(文化財保護課城郭調査係を除く。)、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、機動警察隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署(12)、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局	
1号	企業庁浄水課(馬淵浄水場および水口浄水場を除く。)、馬淵浄水場、水口浄水場	労働基準監督署
13号	病院事業庁(小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。)、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター	
一般官公署	企業庁(浄水課を除く。)	

備考1 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいいます。

2 企業庁および病院事業庁は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第39条第1項および地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)第17条第1項の規定により地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第58条第5項の適用が除外されているため、労働基準監督署の所掌となっている。

3 人事委員会が所掌する事業所であっても、地公労法附則第5項および地公企法第39条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外される単独労働職員(現業職員)および地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、労働基準監督署の所掌となっている。

2 職権行使の状況

平成 28 年度における労働基準監督事項についての指導および監督の状況は、次のとおりである。

(1) 事業所調査

平成 29 年 2 月に、10 事業所を訪問し労働基準監督上の次の事項について実態調査（実地調査）を実施した。

- ①主たる事業内容、②勤務時間・休憩等、③時間外勤務、
- ④年次有給休暇、産前・産後休暇、育児時間、生理休暇、介護休暇の状況、
- ⑤育児・介護を行う職員の状況、⑥ 妊娠中の職員等の勤務軽減等の状況、
- ⑦宿日直勤務の状況、⑧施設および設備、⑨安全衛生管理体制、⑩健康診断、
- ⑪事故および労働災害、⑫安全管理

加えて、平成 28 年度は次の事項について訪問しなかった 155 事業所（兼務・併任のみの事業所を除く）を対象に書面による調査を実施した。

- ①長時間労働者への医師による面接指導の状況、②宿日直勤務の状況、
- ③安全衛生管理体制、④事故および労働災害、⑤安全管理

(2) 時間外・休日労働に関する協定（36 協定）の実態調査

人事委員会が所管する労働基準法別表第 12 号（教育、研究または調査の事業）に該当する事業所のうち、平成 27 年度において 36 協定を締結し、人事委員会への届出を行っている 91 事業所に対し、次の事項について調査を実施した。

- ① 1 日の時間外勤務における遵守状況
- ② 1 か月（3 か月）の時間外勤務における遵守状況
- ③ 1 年間の時間外勤務における遵守状況
- ④ 週休日・休日の勤務における遵守状況

(3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況

平成 28 年度末現在におけるボイラー等の設置事業所は、10 か所（ボイラー 7 基、第一種圧力容器 7 基）である。平成 28 年度におけるボイラー等の検査の実施状況および設置状況は、次のとおりである。

ア 検査の実施状況

種 類	ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器
検 査 別		
性 能 検 査	7	6

注 落成検査等は、（一社）日本ボイラー協会と業務委託契約を締結し、同協会の協力を得て実施している。

イ 設置状況

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

事 業 所 名	種 類		有 効 期 間	備 考
	ボイラー	一 圧		
消 防 学 校		2	平28. 7. 1～平29. 6. 30	
森林政策課普及指導担当 （林業普及センター）		1	平26. 4. 1～平27. 3. 31	休止中
農業技術振興センター	1		平28. 7. 1～平29. 6. 30	
水 産 試 験 場	1		平28. 7. 1～平29. 6. 30	
瀬 田 工 業 高 等 学 校		1	平 8. 12. 1～平 9. 11. 30	休止中
長 浜 農 業 高 等 学 校		2	平28. 4. 1～平29. 3. 31	
八 日 市 南 高 等 学 校		1	平28. 7. 1～平29. 6. 30	
髙 話 学 校	1		平28. 8. 1～平29. 7. 31	
北 大 津 養 護 学 校	1		平28. 9. 1～平29. 8. 31	
三 雲 養 護 学 校	3		平28. 5. 1～平29. 4. 30	
10 事 業 所	7	7		

人事委員会年報（平成28年度）

発行年月	平成29年7月
編集・発行	滋賀県人事委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077(528)4453